

日本国内 解体事業者様向け

# 「EDLC MODULE」(キャパシタ)の 強制放電マニュアル 《 共通編 》

「EDLC MODULE」(キャパシタ)の強制放電にあたっては、  
本書と併せて「EDLC MODULE」(キャパシタ)の  
強制放電手順マニュアル《 車種別編 》を必ずお読みください。

2016年2月  
本田技研工業株式会社

# INDEX

1. はじめに	...P2
2. 安全な処理のためのお願い	...P3
3. 取り扱いの注意	...P4
4. 液漏れ時の対応方法	...P5
5. 火災時の対応	...P6
6. 強制放電できない時の対応	...P6

本マニュアルの内容は予告なく変更する場合があります。

# 1. はじめに

このマニュアルは使用済み自動車廃棄時の安全な処理を目的として、「EDLC MODULE」の車両上での強制放電方法を解説するものです。

「EDLC MODULE」の強制放電は、必ず12V鉛バッテリーを取り外す前に作業を行ってください。「EDLC MODULE」には、電圧部位(最大16V)があり 本書を熟読の上、安全に作業を行ってください。

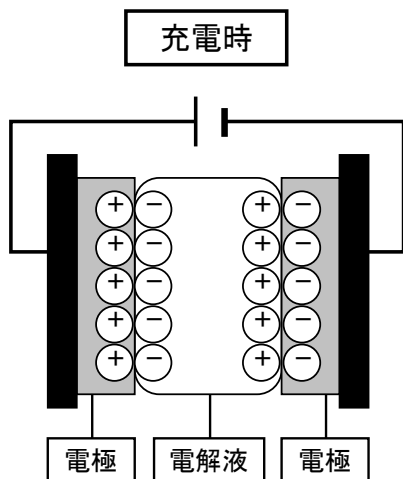
また、放電した「EDLC MODULE」は、車両から取り外さずに廃棄してください。

## 構造図

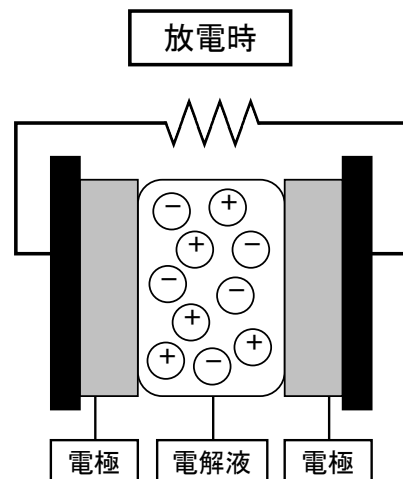


## ■「EDLC MODULE」の特徴としくみ

バッテリーは化学反応により充放電しますが、キャパシタは化学反応を伴わず物理的に充放電します。そのため、キャパシタはバッテリーよりも急速に大電流を充放電でき、また電極の劣化が少なく長寿命



電極に電荷が引き寄せられて充電されます。






電極から電荷が離れて放電がおこり電気が流れます。

## 2. 安全な処理のためのお願い

車載「EDLC MODULE」の適正処理にご協力をお願いいたします。

### ■ 安全に関する表示について

※以下のシンボルマークのある項目は、安全に関して特に重要な事項を説明しています。  
必ずお読みください。

 危険	指示に従わないと、死亡または重大な傷害に至るもの
 警告	指示に従わないと、死亡または重大な傷害に至る可能性があるもの
 注意	指示に従わないと、傷害を受ける可能性があるもの

本田技研工業株式会社では転売・譲渡・改造等による専用車両以外への「EDLC MODULE」使用による事故・損害等については責任を負いかねます。

転売・譲渡・改造等の結果、事故防止を目的とする使用環境の制限、使用条件の制限、設置据付条件の制限、使用前準備の制限、使用者の制限、予測される誤使用の禁止、保守・点検、異常時の処置等についての告知がされないことにより、その後の使用者等において危険性が認識されず、事故が起こった場合、転売・譲渡等を行った事業者等の製造物責任が問われる可能性があります。



- 車両廃棄の際、「EDLC MODULE」は、取り外さずに必ず強制放電してください。「EDLC MODULE」には電圧部位があるため、「EDLC MODULE」を強制放電しないまま車両のプレスなどを行うと「EDLC MODULE」が破損し、短絡による発火、発煙、破裂、および感電等の恐れがあります。
- 使用済みの「EDLC MODULE」は他の車両への搭載等をしないでください。「EDLC MODULE」には電圧部位があるため、適切に強制放電されずに第三者が電圧部位に触れると感電する恐れがあります。また、適切に強制放電されない「EDLC MODULE」が破損した場合、内部から漏れた電解液に対して、短絡による発火、発煙の恐れがあります。「EDLC MODULE」は搭載されているHonda車専用であるため、決められたHonda車以外で使用すると発火、発煙、破裂、および感電等の恐れがあります。
- 「EDLC MODULE」の分解を行わないでください。「EDLC MODULE」には電圧部位があるため、「EDLC MODULE」を強制放電しないまま、解体を行うと短絡による発火、発煙、破裂、および感電等の恐れがあります。
- 「EDLC MODULE」に液漏れ、変形、破損、異音や熱の発生が認められる場合は、作業前に必ず下記に連絡し、指示に従ってください。

### 3. 「EDLC MODULE」取り扱いの注意



注意

- 車両廃棄の際、「EDLC MODULE」は、取り外さずに必ず強制放電してください。「EDLC MODULE」には電圧部位があるため、「EDLC MODULE」を強制放電しないまま車両のプレスなどを行うと「EDLC MODULE」が破損し、短絡による発火、発煙、破裂、および感電等の恐れがあります。  
本書「EDLC MODULE」(キャパシタ)強制放電マニュアルに従い、「EDLC MODULE」の分解、取り外しはせずに適正処理してください。
- 強制放電前の「EDLC MODULE」に衝撃を与えたり圧力をかけないでください。「EDLC MODULE」には電圧部位があるため、衝撃や圧力を与えて「EDLC MODULE」が破損した場合、短絡による発火、発煙、破裂、および感電等の恐れがあります。
- 強制放電前の「EDLC MODULE」が長時間直射日光にさらされたり、高温になる場所に保管しないでください。  
高温による「EDLC MODULE」の変形・損傷などが発生した場合、液漏れを起こし短絡による発火、発煙、破裂、および感電等の恐れがあります。
- 雨や水がかかったり、結露が発生するような環境で強制放電前の「EDLC MODULE」を保管しないでください。  
「EDLC MODULE」は内部に電圧部位があるため、水分により濡れた場合、短絡による発火、発煙、破裂、および感電等の恐れがあります。
- 「EDLC MODULE」が液漏れしていた場合は、必ず液漏れ時の対応方法に従って対処してください。  
「EDLC MODULE」セル内に封入されている電解液は、消防法の危険物第4類第3 石油類水溶性液体に該当するので、「EDLC MODULE」から漏れた電解液に引火し、発火、発煙、破裂等の恐れがあります。
- 「EDLC MODULE」が液漏れしたり、異臭がする場合は、ただちに火気より遠ざけてください。  
「EDLC MODULE」から漏れた電解液に引火し、発火、発煙、破裂等の恐れが

## 4. 「EDLC MODULE」液漏れ時の対応方法



### 注意

- 「EDLC MODULE」内に封入されている電解液は、消防法の 危険物第4類第3石油類水溶性液体に該当する無色・芳香臭の液体のため、皮膚、眼、呼吸器、消化器系、粘膜を刺激する可能性があります。
- 「EDLC MODULE」から液漏れが見られた場合は、以下の(1)～(6)事項を 遵守し直ちに 本田技研工業(株)お客様相談センター 0120-112010(フリーダイヤル)まで連絡し、取り扱いについての指示を受けてください。不適切な処置を行った場合身体に皮膚、眼、呼吸器、消化器系、粘膜を刺激する可能性があります。

「EDLC MODULE」の強制放電作業時に、万一、「EDLC MODULE」付近に液漏れが確認された場合は、「EDLC MODULE」電解液が含まれる恐れがあるため、下記の手順により処置を行ってください。

- (1) 呼吸器用の保護具(ミストや蒸気が発生する場合には、有機ガス用防毒マスク)、ゴム手袋、保護メガネ、長袖の作業着(不浸透性のもの)およびブーツを着用の上、目や皮膚との接触は避け風上で作業してください。
- (2) 「EDLC MODULE」電解液をウエス等で拭き取ってください。
- (3) 「EDLC MODULE」電解液を吸入してしまった場合は、直ちに空気の清浄な場所へ移動させ、呼吸困難な場合には酸素を与え、医師の診断を受けてください。
- (4) 「EDLC MODULE」電解液が皮膚に付着した場合は、速やかに製品が付着した衣類や靴等を脱ぎ、製品に触れた部分を流水と石鹼を用いて十分に洗浄し、かぶれ等の症状が生じた場合には、医師の診断を受けてください。また、汚れた衣類等は、再使用前に洗濯してください。
- (5) 「EDLC MODULE」電解液が目に入った場合は、速やかに清浄な水で15分間以上洗眼し、刺激等の異常が認められる場合には眼科医の診断を受けてください。
- (6) 「EDLC MODULE」電解液を飲み込んだ場合は、水で口の中を洗浄し、コップ1から2杯の水を飲ませる。直ちに医師の処置を受ける。無理に吐かせてはならない。意識がない場合には、口から何も与えないでください。

## 5. 「EDLC MODULE」付近火災時の対応



注意

- 「EDLC MODULE」付近に万一火災が生じ、「EDLC MODULE」から電解液の漏れがある場合 引火し、発火、発煙、破裂等の恐れがあるため、消火器(粉末消火剤、水溶性液体用泡消火剤、二酸化炭素)、砂、霧状水 で消火してください。

## 6. 強制放電できない時の対応



警告

- 「EDLC MODULE」の強制放電が出来ない場合は、車両の解体作業等を行わないでください
- 「EDLC MODULE」を強制放電しないまま、車両の解体作業を行うと短絡による発火、発煙、破裂、および感電等の恐れがあります。
- 「EDLC MODULE」の強制放電が出来ない場合は、必ず下記に連絡し、指示に従ってください。

本田技研工業(株) お客様相談センター 0120-112010(フリーダイヤル)